

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年3月29日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 渡辺元
同 中野信吾

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 環境部 廃棄物指導課
商工観光部 雇用創出課
消防本部 救急救命課、東消防署
- (2) 監査の期間 令和3年2月2日から令和3年3月25日まで
- (3) 監査の範囲 令和元年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
環境部 廃棄物指導課	指摘する事項はなかった。
商工観光部 雇用創出課	指摘する事項はなかった。
消防本部 救急救命課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 業務委託契約事務において、救急業務に関するメディカルコントロール業務委託料の支出額に誤りがあった。
消防本部 東消防署	指摘する事項はなかった。

- (5) 準拠基準 山形市監査基準

- (6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

- (7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 随時監査

- (1) 監査の対象部課等 消防本部 総務課

- (2) 監査の期間 令和3年2月15日から令和3年3月25日まで
(3) 監査の範囲 令和元年度の各種団体等の経理事務取扱状況及び予算の執行状況
(4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
消防本部 総務課	指摘する事項はなかった。

- (5) 準拠基準 山形市監査基準

- (6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

- (7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。